

◇ 親権者変更の審判(親権者行方不明(死亡)の場合)を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

離婚した際に決めた親権者の死亡及び行方不明の事由により、親権者を他方の親に変更するためには、家庭裁判所の審判が必要です。家庭裁判所は、申立てにより、未成年者の福祉のために必要があると認めるときに、審判によって、親権者を他方の親に変更することができます。

2 申立てできる方

子どもの親族(一般的には父又は母)

3 申立先

子の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所
(複数の子について、審判を申立する場合は、そのうちの一人の子の住所地の裁判所)

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
 - 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
 - 相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
※ 死亡の場合は、死亡の記載があるもの
 - 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
 - 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分
 - 郵便切手 500円×4枚、140円×1枚、100円×2枚、94円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×4枚、5円×4枚、2円×4枚 (3,280円分)
- ◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	相手方の住所は、相手方が最後に住んでおられた住所(親権者行方不明の場合)を記載してください。 親権者死亡の場合は、相手方の住所の記載は不要です。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
---	----------------	--

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



9 Q&A

- Q1 変更の審判が確定したときは、どのような手続が必要ですか。**
A1 親権者になった人には、戸籍法による届出義務がありますので、審判が確定した日から10日以内に、市区町村役場に親権者変更の届出をしなければなりません。届出には、審判書謄本及び確定証明書のほか、戸籍謄本などの提出が求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。

Q2 確定証明書は、どのように申請するのですか。

A2 家庭裁判所に備え付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、150円分の収入印紙、郵送の場合には返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。